

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 「衛星放送ワーキンググループ」開催要綱（案）

1 背景・目的

本ワーキンググループは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下で開催される会合として、検討会取りまとめを踏まえ、衛星放送を取り巻く環境が変化する中で、衛星放送における課題を解決し、持続可能な衛星放送の将来像を描くべく、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方や衛星放送における4K放送への取組等、短期・中期にわたる諸課題への対応に関して、具体的・専門的な議論・検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは「衛星放送ワーキンググループ」と称する。

3 検討項目

- （１）衛星放送に係るインフラコストの低減
- （２）左旋の空き帯域の有効活用
- （３）右旋帯域の有効利用
- （４）その他

4 構成及び運営

- （１）本ワーキンググループの主査は、検討会座長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、主査が指名する。
- （２）主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- （３）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- （４）主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- （５）主査は、必要に応じ、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- （６）主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- （７）その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- （１）本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （２）本ワーキンググループの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局衛星・地域放送課が、関係課の協力を得て、行うものとする。

(別紙)

「衛星放送ワーキンググループ」
構成員名簿

(敬称略・主査を除き五十音順)

<構成員>

(主査)

いとう すすむ
伊東 晋
いづか るみ
飯塚 留美

東京理科大学 名誉教授

一般財団法人マルチメディア振興センター

ICTリサーチ&コンサルティング部 シニア・リサーチ
ディレクター

いしおか かつとし
石岡 克俊

慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

おおたに かずこ
大谷 和子

株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

おく りつや
奥 律哉

電通総研 フェロー

おちあい たかふみ
落合 孝文

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士

おと よしひろ
音 好宏

上智大学文学部 教授

さかもと ゆか
坂本 有芳

鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授

そがべ まさひろ
曽我部 真裕

京都大学大学院法学研究科 教授

ながた みき
長田 三紀

情報通信消費者ネットワーク

はやし しゅうや
林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科 教授

<オブザーバ>

一般社団法人衛星放送協会

スカパーJ S A T株式会社

全国町村会

一般社団法人電子情報技術産業協会

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟

株式会社放送衛星システム

一般社団法人放送サービス高度化推進協会